障がい者スポーツ全国大会等参加激励金支給基準

(目的)

- 第1条 障がい者の競技スポーツへの志向意欲を高めると共に、積極的な社会参加を促進するため 新潟市を代表して全国大会等に出場する者に対し、激励の意味を含めて、激励金を支給する。 (対象大会)
- 第2条 激励金を支給する大会は、障がい者スポーツ全国大会等で支給が適当と認められるものと する。

(支給対象者及び支給額)

第3条 激励金の支給対象者及び支給額は、別表に定める。また、前条に規定する対象大会の出場 者要項等で、監督、コーチ、マネージャー、選手等の出場者数が定められている場合の支給対象 者は、その定められた人数以内とする。

(支給方法)

第4条 原則として、別表(第3条関係)中「支給対象者」又は所属する団体若しくは学校を通じて支給する。

附則

- この基準は、平成17年 4月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成19年 4月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成 2 5年 4月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成30年 4月 1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

	支 給 対 象	者	士 炒 妬
	大 会 種 別 等	居住条件等	支給額
	パラリンピック競技大会	市内に居住する障がい	
1	デフリンピック競技大会	者で、別表中「大会種別	1人当たり 100,000円
	スペシャルオリンピックス競技大会	等」に定める大会の出場	
2	上記の大会を除く国際大会	にあたり、地区予選を経	1人当たり 30,000円
		た者及び主催者、競技団	個
		体等が推薦した者。	人 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
3	全国障害者スポーツ大会		3 1人当たり 10,000円 競
			技
			1 チーム当たり
			100,000 円を限度とす
			る。
			団 ただし、団体チーム構
			体 成員が 10 人に満たな
			競 い場合は、構成員1人
			技し当たり各個人競技の
			支給基準額を乗じた
			額とする。
			個
4	上記以外の全国規模の大会		人 1 人 1 大 1 5 000 円
			競 1 人当たり 5,000 円
			技
			1チーム当たり 50,000
			円を限度とする。
			団 ただし、団体チーム構
			体 成員が 10 人に満たな
			競 い場合は、構成員1人
			技 当たり各個人競技の
			支給基準額を乗じた
			額とする。
5	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が認める者	その都度市長が定める額